

マニフェストシステムがよくわかる本

■ 出版後の制度変更などに伴う記述内容の変更

① (2025年10月23日作成)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部が改正され、「委託契約書に含まれるべき事項」に次の項目が追加されます。

追加項目：「廃棄物に含有等する第一種指定化学物質の名称及び量又は割合」（令和8年1月1日施行）

以上の改正に伴い、「マニフェストシステムがよくわかる本」に掲載している委託契約書に記載が必要な事項（12ページ）の共通記載事項のA)～C)に加えて上記項目が追加となります。

② (2026年5月19日作成)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部が改正され、「産業廃棄物管理票の交付を要しない場合」に次の項目が追加されました。

・高度再資源化事業の認定を受けた者に当該認定に係る産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合（令和7年11月21日施行）

・自主回収・再資源化事業計画の認定を受けた者に当該認定に係る産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合（令和8年4月1日施行）

以上の改正に伴い、「マニフェストシステムがよくわかる本」に掲載している6.交付義務の例外（27ページ）の交付が不要な場合に上記の2つの項目が追加となりました。
